

令和5年度葛飾区行政評価委員会 議事要旨

| | |
|------|--|
| 会議名 | 葛飾区行政評価委員会 第3回全体会 |
| 開催日時 | 令和6年2月7日(水) 午後1時から3時まで |
| 開催場所 | 葛飾区役所5階庁議室 |
| 出席者 | 【委員14人】 (出席) 大石会長、小松原分科会長、鈴木委員、折登委員、大伴委員、倉持委員、江川委員、上村委員、千田委員、長澤委員、白田委員、大久保委員、大林委員 (オンライン出席) 北村委員 (欠席) 大山委員、尾澤委員 【区側】 事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員5人) 各所管課長他 |

会議概要

1 開会

2 答申内容をふまえた取組内容報告

(1) 第一分科会

【地域安全活動支援事業】

(生活安全課から「地域安全活動支援事業」について答申内容をふまえた取組内容報告)

(質疑応答)

A 委員：個人住宅の防犯対策として防犯カメラ等の助成が新設されることであるが、賃貸に住む方もこの助成を受けることができるのか。

生活安全課長：助成の主な対象は自己所有の戸建てに住むの方になると考えているが、賃貸に住む方でも、大家等に認められた場合には、助成は可能であると考えている。

A 委員：賃貸の方も対象だとわかるように資料の表現は工夫が必要だと思う。

生活安全課長：今後、広報の際には正しく伝わるように工夫していきたい。

B 委 員：答申内容を踏まえた取組内容をまとめた資料では、子どもの安全・安心についての記載がある。子どもの安全・安心については、区の様々な部署や地域団体が取り組んでいる。それぞれに役割分担があるのだと思うが、区の各部署や地域団体が密に連携を取りながら漏れがないように取り組んでもらいたい。

生活安全課長：子どもの安全・安心については、教育委員会等と連携し隙間なく進めていきたい。

C 委 員：先日、区が使っている青色防犯パトロール（以下「青パト」という。）の車両を拝見したが、セダンの普通自動車であり、狭い道路が多い葛飾区では適していない車両だと思った。警察は軽自動車でパトロールしている。現在の車両は、区で使われていなかった車両を転用したものだと言う。この車両については、廃棄して青パトに適した車両に変えることを検討してはどうか。

生活安全課長：お話のとおり、青パトで使っている車両はセダンで、区が所有していた車両を青パトに改造したものである。現車両は、細い道に入れないデメリットもあるが、目立つといったメリットもあり、これが役に立った事例がある。

C 委 員：葛飾区ではゼロエミッションを推進しているため、EVの軽自動車への変更を検討してもらいたい。
地域団体が実施しているパトロールの運行状況について、区は報告を受けているのか。

生活安全課長：補助金の請求の際に運行距離の報告を受けている。

C 委 員：地域で青パトを実施している団体が7つ、車両が8台あると聞いている。いただいた資料には地域団体が青パトを運営するための予算が含まれていないように見られる。

生活安全課長：予算は補助金の項目に含まれている。燃料とタイヤの交換の費用に対し補助金を交付している。

C 委 員：補助金の額が低いと思う。地域団体がもっと利用できるよう検討してもらいたい。

警察のパトロールは昼間に、区のパトロールは午後3時から11時までの間に実施していると聞く。警察とはパトロールに関して打ち合わせをしているとのことだが、重複している時間があるので、パトロールの場所、時間帯の重複を解消するなど、効率よく運行してもらいたい。

生活安全課長：警察のパトロールの時間については情報をもらっている。午後3

時からとしているのは、小学校の下校の時間に合わせていることが理由であり、パトロール場所も学校の周りとしている。

大石会長：区は警察と連絡を取り合い効率的な運行に努めてもらいたい。

D 委員：個人宅への防犯カメラ等の設置に対し上限4万円の助成制度を新設されたが、上限額の設定が低くこの金額では防犯カメラは設置できない。また、個人宅の防犯対策としては、自動通話録音機が有効だと考えている。資料に記載がないが、自動通話録音機は助成の対象なのか伺いたい。さらに、助成制度の新設については、自治町会長連合会等に情報が共有されるのか。

生活安全課長：他の自治体を参考に助成上限額を設定した。防犯カメラの申請で多い価格帯は6万円から8万円とのことであり、4万円の上限額設定が低く、個人の方の過度な負担になるとは考えていない。また、上限額の範囲内で、防犯カメラ以外の防犯対策用品についても助成が受けられるようにしている。自動通話録音機については、区で購入したものを警察から65歳以上の方に対し配布している。このため、助成の対象としていない。自治町会等には助成制度の新設について説明していく予定である。

D 委員：私の町会では、1台60万円程の防犯カメラを設置したため、区が設定した上限額では足りないと思ったが、個人の場合には、安価なものが主流とのこと、理解した。

【不登校対策プロジェクト】

(学校教育支援担当課から「不登校対策プロジェクト」について答申内容をふまえた取組内容報告)

(質疑応答)

C 委員：資料に「魅力ある学校・学級づくりを推進する」とあるが、具体的にはどのようなことを実施するのか伺いたい。

学校教育支援担当課長：例えば、週に1度、子どもたちが主体的に学級会や学校における行事について話し合い内容を決めるといった特別活動がある。また、国が進める主体的、対話的で深い学びの取組があり、これは、先生が話し、子どもたちが先生の話聞くだけの授業形態ではなく、授業で学んだことを発言し合う授業形態である。コロナ禍では、こうした取組が中止になることが多かったが、子どもたちの

主体的な取組は子ども同士の信頼構築の基盤になると考えており、これを積極的に進めていきたい。

- C 委員：不登校の原因の一つにいじめがある。令和6年1月25日の文教委員会において、小学校で1件、中学校で1件のいじめがあり、対策を講じるとの報告が区からあった。いずれの事案にしても教育委員会が認知をしてから調査が開始されるまでの時間が空いている。いじめの報告は、発生時点で学校から教育委員会にすぐに報告があるものなのか伺いたい。

学校教育支援担当課長：現在は、弁護士を入れながら調査を進める段階である。担任ごとにいじめの認識、捉え方については差があり課題があると考えているが、教育委員会としては、子ども本人が傷ついたと感じたものはすべていじめと捉える必要があると認識している。子どもの加害者と被害者とは、いじめの認識のズレがあり、ここにいじめの問題の困難さがあると考えている。いずれにしても担任が抱え込まず、学校として対応することが重要であると考えている。

- C 委員：いじめについては、事案の大きさに関わらず学校から教育委員会に情報共有されるべきだと思う。小さいいじめから対策を打つことが重大ないじめを防ぐことになると思う。
また、「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」に記載されている内容は、学校の先生への負担が大きいと思う。先生に負担がかからないようにしてもらいたい。

- E 委員：いじめには陰湿なものもあり、先生が気付くのが困難なこともある。アンケートについては、精神的に落ち込んでいる人に対するものであることに十分配慮して表現を考えなければならず、注意して実施してもらいたい。また、声掛けの仕方についても、十分注意してもらいたい。

学校教育支援担当課長：アンケートについては、東京都から必須として実施が求められている。子どもの状況を把握する手段としては、継続して実施してまいりたいと考えている。また、声掛けの仕方等については、先生に対する研修等を実施していきたい。

(2) 第二分科会

【空家等対策】

(住環境整備課から「空家等対策」について答申内容をふまえた取組内容報告)

(質疑応答)

E 委員：新年早々、能登半島地震が発生した。最近では現地の映像が報じられており、木造住宅が倒壊しているのを見る。この報道を見て、特定空家は放置しておくべきではないと思った。地震が起きた時に、特定空家が倒壊して救助活動等に支障が出るのではないかと危惧している。特定空家については、至急対応すべきであり、放置している理由がわからない。駅前再開発等と連携して、代替地として活用するのはどうか。

住環境整備課長：特定空家に対しては、法で定められた手続きを進めながら、その所有者に対して早急に解決していただくように働きかけをしていきたい。また、放置されている理由については、相続で揉めている例、経済的な負担で対応が困難な例、所有者に意欲がない例など様々である。

F 委員：行政代執行の実績については、過去に1件だけとのことで、実績が少ないと分科会で指摘させていただいた。不動産登記法改正により令和6年4月から相続登記を怠った場合の罰則として過料が設けられたため、空家対策が進むものと推察する。地震が発生した時に特定空家が問題になる可能性があるので、行政代執行等により対策をしてもらいたい。他の自治体では、空家対策として様々な取組が行われているようであるが、本区では、どのような対策を考えているか伺いたい。

住環境整備課長：これまで行政代執行をした際、家財道具で価値があるものとそうでないものを区別できず、家財道具が残ってしまう課題があった。これが空家等対策の推進に関する特別措置法の改正で管理不全空家の管理人制度の申し立てを区長ができるようになった。管理人が選任された後に行政代執行を行うことで、残置物の課題が解決できそうである。

【働く世代への総合的な健康づくり支援／高齢者の保健事業〔区民の総合的な健康づくり支援〕】

(健康づくり課及び政策企画課から「働く世代への総合的な健康づくり支援／高齢者の保健事業〔区民の総合的な健康づくり支援〕」について答申内容をふまえた取組内容報告)

(質疑応答)

A 委員：この事業については、第二分科会でも分野横断的に実施するべきとの意見が出ていた。次年度から政策経営部でこの事業を実施することで、分野横断的に事業を実施できるようになるとの理解で良いか。

政策企画課長：区民と事業者の健康活動促進を一体的に実施していくために、令和6年度には事業を再構築する。

A 委員：健康づくりポイントの付与の設計として、アプリを立ち上げたらポイントがもらえるようにすると、継続率が向上すると思う。また、睡眠の要素もアプリに取り込んではどうか。さらに、貯まったポイントに応じてステータスを与えるのも楽しいのではないか。年度が切り替わりポイントが消滅してもステータスを維持させると継続性があり楽しめると思う。スマートウォッチを必須にしなくても継続する仕組みは作れるのではないか。

政策企画課長：健康づくりについては、楽しんで継続してもらうことが非常に大切であると考えている。アプリを立ち上げていただく工夫は必要である。また、今では多くの方が様々な健康づくりのアプリを使われており、このアプリに収集された情報を、区のアプリに自動で連携できるようになれば、入力の手間を減らすことができる。実用化には課題もあるが、毎日気軽に健康づくりに取り組んでもらう工夫をしていきたい。さらに、健康ポイントとは別に積算ポイントを表示し、勲章がもらえるようにするなど継続して楽しめる仕組みを検討したい。

健康づくり課長：令和5年度に実装しているアプリについては、アプリ立ち上げ時にポイントを付与する設計になっている。お話のとおり、楽しく健康づくりを継続することが大切であると考えている。また、睡眠が不足している方は睡眠が十分に取れている方に対して生活習慣病のリスクが高いことが最近の研究で明らかになっている。これまで、血圧を下げるために塩分を控える等の食事指導に取り組んできたが、併せて睡眠の効果についてもアプリ等を通じて情報発信してまいりたい。

A 委員：コストの項目で「デジタル田園都市国家構想交付金を特定財源として見込む」とされているが、国から採択されたということか。

政策企画課長：令和6年度の事業実施に当たり、これから国に交付金の申請をしたいと考えている。

小松原分科会長：区民向けの健康づくり支援事業については、目標の2,000人を達

成して良かったと思う。一方で、事業者向けの健康づくり支援事業については、参加事業者が15事業者と、区内16,000事業者に対してかなり少なかった。今後、事業者向けの健康づくり支援事業はどのように進めるのか伺いたい。

政策企画課長：これまでの健康づくり支援事業は区民を中心に進めてきた。令和6年度からは、産業観光部と一体になり、健康経営事業者認証制度の創設、認証事業者向けの特別融資制度等のインセンティブを用意しながら、区民と同様に積極的に事業者の健康経営を推進することで、参加事業者数の拡大を図りたいと考えている。

3 事務連絡

4 閉会